

平成29年度の重点対策【代表施策】

- 平成27年2月に「首都直下地震道路啓開計画(初版)」を策定
- 南海トラフ巨大地震についても、平成28年3月に関係する地方整備局※において具体的な道路啓開計画(初版)を策定 ※中部・近畿・四国・九州
- 熊本地震の教訓を踏まえ、**実効性を高めるための各道路啓開計画の深化を図る**

【「首都直下地震道路啓開計画」の概要】

- 発災後48時間以内に優先啓開ルートの確保を目標
- 道路啓開に必要な資機材備蓄、部隊集結場所を設定
- 関係道路管理者や関係機関等との連絡体制を構築
- 都心南部直下地震(Mw7.3)の1ケースを被災想定として設定

【熊本地震における課題】

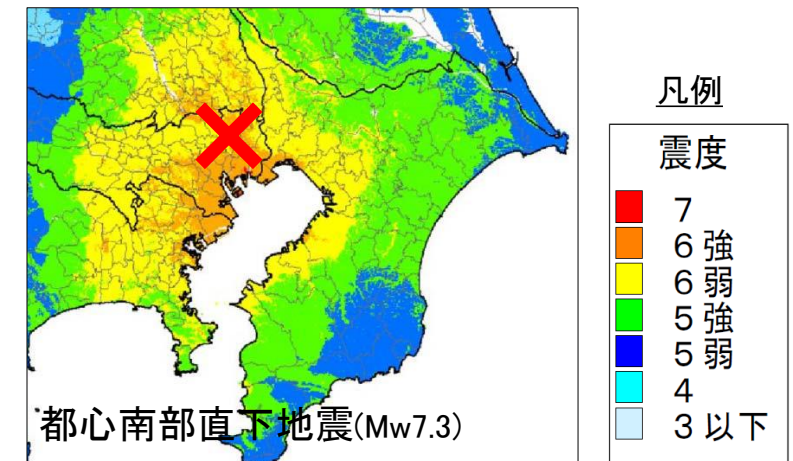
- 緊急輸送道路で一日以上の通行止め箇所が多く発生
- 資機材の融通がうまくいかず、応急復旧に時間を要した
- 現地の情報収集に時間を要した

【今後の取組】

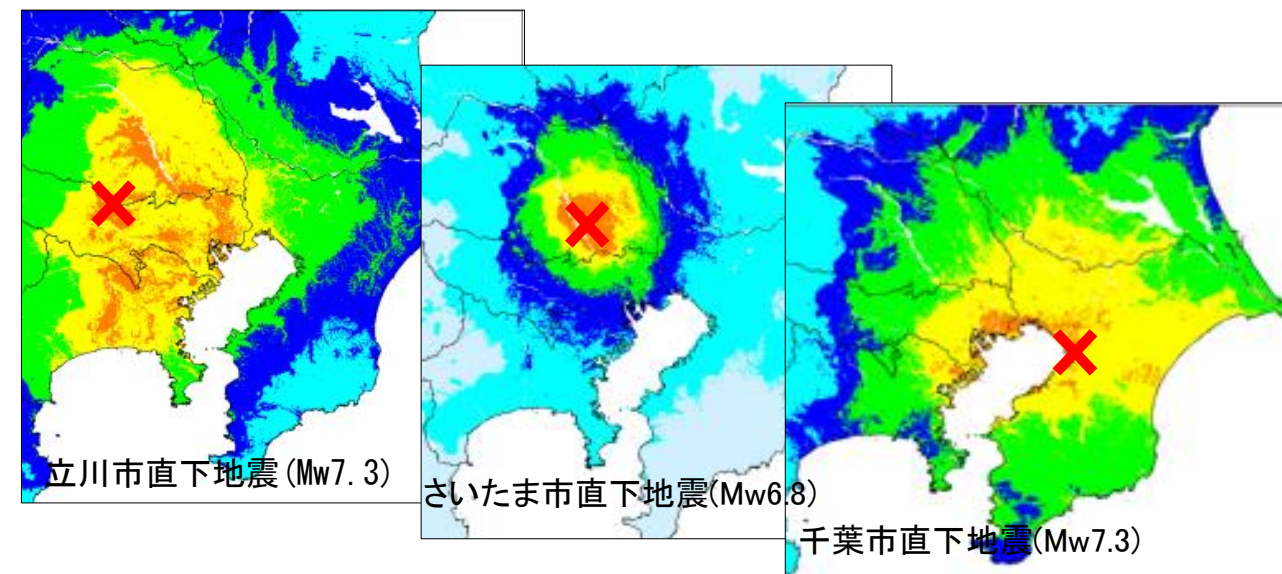
- 想定される被災のバリエーションの検討
様々な震源を想定した啓開路線や集結拠点の検討
- 啓開路線の耐震化対策等の確認
橋梁の耐震対策、液状化対策等の実施状況の確認
- 実効性を高める計画の具現化
実働訓練の実施、人員・資機材の確実な確保や情報収集など発災直後の初動時から体制の確保 等

【想定される被災のバリエーション検討イメージ】

● 現計画の被災想定



● 都心以外で発生が想定される被災パターン



○首都直下地震では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を中心に強い揺れが発生し、**全壊する住宅や建物等が最大で約17.5万棟発生**すると想定されている。

○改正耐震改修促進法の円滑な運用を図るとともに、住宅・建築物の耐震診断・改修等に係る所有者の経済的負担の軽減及び耐震化に関する更なる情報提供を図ることにより、**平成32年の耐震化率95%の目標達成に向け耐震化を促進**。

改正耐震改修促進法の円滑な運用

○耐震化促進のための規制的な措置

耐震診断の義務付け・結果の公表

耐震診断の実施と結果の報告を義務付け、所管行政庁において結果の**公表**を行う。

【要緊急安全確認大規模建築物】

・不特定多数の者、及び避難弱者等が利用する建築物のうち大規模なもの等

【要安全確認計画記載建築物】

・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
・庁舎、避難所等の防災拠点建築物

○耐震化の円滑な促進のための措置

耐震性に係わる表示制度等

耐震性が確保されている旨の認定を受けていることを表示できる。

経済的負担の軽減

○住宅・建築物安全ストック形成事業(交付金)

所有者が実施する住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等について、地方公共団体と連携し、財政的支援を行う。

○耐震対策緊急促進事業(補助金)

耐震診断の義務付け対象となる建築物に対し、通常の助成に加え、重点的・緊急的に支援を行う(平成30年度末まで)。

(例)耐震診断、補強設計への支援

住宅・建築物安全ストック形成事業

国 交付金 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
-----------------	-----------	------------

耐震対策緊急促進事業により
国費率を1/2まで拡充

国 1/2	補助金 1/6	地方 1/3~1/2	事業者 1/6~0
----------	------------	---------------	--------------

(国費1/2=交付金1/3+補助金1/6)

耐震化に関する更なる情報提供

○パンフレットの作成・配布

所管行政庁等への配布や耐震改修支援センターのホームページに掲載。



○建築士事務所等の一覧を掲載

耐震改修支援センターのホームページにて、耐震診断・耐震改修に携わる**建築士事務所・事業者の一覧を掲載**

◇現状と目標

<table border="1"> <tr><th colspan="2">住宅の耐震化の状況</th></tr> <tr><td>H20</td><td>約79%</td></tr> </table>	住宅の耐震化の状況		H20	約79%	→	<table border="1"> <tr><th colspan="2">住宅の耐震化の状況</th></tr> <tr><td>H25</td><td>約82%</td></tr> </table>	住宅の耐震化の状況		H25	約82%	→	<table border="1"> <tr><th colspan="2">平成32年における目標</th></tr> <tr><td>目標(H32)</td><td>95%</td></tr> </table>	平成32年における目標		目標(H32)	95%	→	<table border="1"> <tr><th colspan="2">平成37年における目標</th></tr> <tr><td>目標(H37)</td><td>おおむね解消</td></tr> </table>	平成37年における目標		目標(H37)	おおむね解消
住宅の耐震化の状況																						
H20	約79%																					
住宅の耐震化の状況																						
H25	約82%																					
平成32年における目標																						
目標(H32)	95%																					
平成37年における目標																						
目標(H37)	おおむね解消																					
<table border="1"> <tr><th colspan="2">多数の者が利用する建築物の耐震化の状況</th></tr> <tr><td>H20</td><td>約80%</td></tr> </table>	多数の者が利用する建築物の耐震化の状況		H20	約80%	→	<table border="1"> <tr><th colspan="2">多数の者が利用する建築物の耐震化の状況</th></tr> <tr><td>H25</td><td>約85%</td></tr> </table>	多数の者が利用する建築物の耐震化の状況		H25	約85%	→	<table border="1"> <tr><th colspan="2">平成32年における目標</th></tr> <tr><td>目標(H32)</td><td>95%</td></tr> </table>	平成32年における目標		目標(H32)	95%	<p>※耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率</p>					
多数の者が利用する建築物の耐震化の状況																						
H20	約80%																					
多数の者が利用する建築物の耐震化の状況																						
H25	約85%																					
平成32年における目標																						
目標(H32)	95%																					

船舶の大量輸送特性を活かした広域的な災害廃棄物処理体制構築の推進

巨大災害時に発生する災害廃棄物の港湾を活用した広域処理にあたって生じる課題を整理し、それらの課題に対応するための連携体制の構築を進める。

災害廃棄物の広域処理における港湾の活用方法

港湾での災害廃棄物の仮置き

船舶を活用した広域輸送の実施

海面処分場での災害廃棄物の受入れ

災害時における災害廃棄物発生量

災害名	災害廃棄物発生量
阪神・淡路大震災(H7.1)	約1,500万トン
東日本大震災(H23.3)	約3,100万トン(津波堆積物1,100万トンを含む)
熊本地震(H28.4)	約195万トン
首都直下地震	約6,500万～1億1,000万トン(推計値)
南海トラフ巨大地震	約2億7,000万～3億2,000万トン(推計値)

- 阪神淡路大震災(H7.1)、東日本大震災(H23.3)、熊本地震(H28.4)での事例等を踏まえ、巨大災害における**災害廃棄物の港湾を活用した広域処理にあたっての課題を整理**。
- 関係省庁及び関係民間団体等の関係者と協力し、**整理した課題の対策、対策の実効性を向上させるために必要となる関係者の体制及び役割分担等について検討**。

